

静岡県告示第429号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和5年7月4日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類 (通称名 Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)	令和5年7月1日
(2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、 (2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及び それらの塩類 (通称名 3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)	令和5年7月1日
N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-イン ダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 4F-ABINACA、 4F-ABUTINACA)	令和5年7月1日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。